

論 説

生命保険をめぐる相続税法および所得税法上の諸問題

大阪経済大学経営学部准教授

辻 美 枝

◆SUMMARY◆

生命保険においては、関係当事者が保険会社、保険契約者、被保険者、保険金受取人と複数であり、かつ、その契約期間が長期にわたるものが多い。その商品種類も複数の商品を組み合わせるなど多岐に渡るため、一つの契約に係る課税関係が税目をまたぐ場合もあり、複雑である。例えば、保険金の支払方法を選択できる場合には、死亡保険金を年金で取得するのか一時金で取得するのかにより相続税および所得税の課税関係が異なり、課税の公平性の観点から問題があるとの指摘もなされている。

そこで、本稿は、年金払保険商品について争われた判決（福岡高裁平成19年10月25日判決、長崎地裁平成18年11月7日判決）を素材とし、米国における連邦遺産税および連邦所得税上の取扱いを参考にしつつ、生命保険に対して相続税および所得税を通じた整合性のある課税を行うにはどうすべきかを探求することを目的に検討を行ったものである。

（税大ジャーナル編集部）

目 次

はじめに	66
I 事件の概要と問題の所在	66
1 事件の概要	66
2 問題の所在	67
II わが国の課税関係	69
1 沿革	69
2 相続税関係	69
3 所得税関係	70
4 小括	70
III 米国の課税関係	71
1 連邦遺産税	71
2 連邦所得税	71
3 年金への遺産税および所得税の課税調整—I.R.C. §691 の適用	73
4 小括	73
IV 検討	74
1 他人のためにする生命保険契約—保険金請求権の固有権性と相続課税	74
2 一時金と年金	75
3 基本権と支分権	75
4 相続税の課税根拠	77
5 相続税と所得税の二重課税	78
6 相続税法 24 条による評価	79
おわりに	81

はじめに

本稿は、生命保険について相続税および所得税が交錯する問題を、年金払保険商品について争われた判決（福岡高裁平成 19 年 10 月 25 日判決、長崎地裁平成 18 年 11 月 7 日判決）を素材とし、米国での連邦遺産税および連邦所得税上の取扱いを参考にしつつ、検討を行うものである。最近、生命保険会社が相続税の節税商品として一時払個人年金の販売を始めている。これは相続税法 24 条の定期金に関する権利の評価を利用して相続財産の圧縮を図るものである。本稿の問題の一つにその評価に関るものも含まれる。この点も含めて、本稿は生命保険に対して相続税および所得税を通じた整合性のある課税を行うにはどうすべきかを探求することを目的とする。

I 事件の概要と問題の所在

1 事件の概要

年金払保険商品について争われた福岡高裁判決（平成 19 年 10 月 25 日^①、長崎地裁平成 18 年 11 月 7 日判決^②）事件（以下本件という）については、すでに多くの判例評釈等^③が出されているが、本稿の問題の所在を明らかにするため、改めてその概要を記すことにする。

(1) 事実

平成 8 年 8 月 1 日、乙は、生命保険会社との間で、契約者・被保険者・保険料負担者を乙、受取人を原告とする年金払生活保障特約付終身保険契約を締結した。この保険契約は主契約により死亡保険金 4000 万円が一時に支払われるものであり、特約により生活保障として年金（年金額 230 万円×10 年間）が

支払われるものであった。但し、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払請求が可能であることが特約条項にあった。その場合の現価は、一時支払請求日における特約年金の支払残存回数に応じ、所定の算定率に特約基本年金額を乗じて算定するものであり、主契約保険金請求時で、2059 万 8800 円（＝230 万円×8.956）と算定された。

平成 14 年 10 月 28 日に乙は死亡（保険事故発生）し、原告は、乙の死亡により、本件保険契約に基づき、死亡保険金（4000 万円）を受け取る権利および年金受給権（年金額 230 万円×10 年間）を取得した。同年 11 月 6 日、原告は、保険会社に対して、本件保険契約に基づき、死亡保険金および年金を請求し、同 8 日、原告は、保険会社より 4190 万 2745 円^④を受取った。この保険契約に係る払込保険料総額は 195 万 1291 円であった。

本件では、相続税の対象として、死亡保険金 4000 万円および年金払生活保障特約年金分の年金受給権については、相続税法 24 条 1 項 1 号により、1380 万円（＝230 万円×10 年間×60/100）をみなし相続財産として確定申告をし、この時点での所得税は非課税としていたが、年金受給時における所得課税について、当該年金につき雑所得を 220 万 8000 円（第一回目年金 230 万円から必要経費として保険料相当額 9 万 2000 円を控除した金額）とする課税処分を受けた。

(2) 争点

本件の争点は、年金払生活保障特約年金の課税上の取扱いとして、①相続税法 3 条 1 項 1 号のみなし相続財産に該当するか、②所得として所得課税されるか、課税される場合は相続税と所得税の二重課税となるか、あるいは③所得税法 9 条 1 項 15 号により非課税なのか、である。

(3) 裁判所の判断

①の点については、第一審、控訴審とも本

件年金受給権は相続税法 3 条 1 項 1 号の保険金に該当し相続税の課税の対象となるとしているが、②および③の所得税の課税関係については、年金受給権と年金について一部同様の見解を示しつつも最終的には異なる判断が示された。

第一審長崎地裁判決では、支分権は年金受給権の部分的行使権であり、それぞれ法的には異なる権利ではあるが、実質的・経済的には同一の資産であるとし、経済的実質によって二重課税か否かを区別することが所得税法 9 条 1 項 15 号の趣旨であり、そうすると本件年金受給権への相続税課税と本件年金への雑所得課税は経済的実質が同一の資産に対する二重課税に該当するとして納税者の請求を認めた。

一方、控訴審福岡高裁判決では、まず、所得税法 9 条 1 項 15 号は、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さない趣旨ではないとする。その上で、年金受給権と年金は、法的に異なるものであり、年金受給権は相続税法 3 条 1 項 1 号の「保険金」に該当するが、年金は被相続人の死亡後の支分権に基づいて発生したものであり同号の「保険金」に該当しないため、所得税法 9 条 1 項 15 号にいう非課税所得に該当しないものであるとする。年金受給権と年金は、実質的・経済的には同一の資産と評価することは可能だが、それぞれの取得には別個の側面があり、年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課すのは二重課税ではないため、本件年金は所得課税の対象となるとして課税庁の処分を認めた。

第一審は経済的実質を重視した扱いであり、控訴審は法的性質を重視した扱いといえよう。

2 問題の所在

所得税法 9 条 1 項 15 号は生命保険に対す

る相続課税と所得課税の調整弁の役割を担うものとする、生命保険に関する各規定の適用関係が生命保険の複雑性とあいまって整合性がなく、本件のような場合でもそうであるように、その調整弁がうまく機能せず、結果として実質的に相続税と所得税が二重に課税される部分が生じる状態になっていると思われる。

本件では、二重課税か否かについては第一審および控訴審で異なる判断が下されているが、年金受給時の所得課税の方法としてそれぞれの判断以外に解決の方法はないのだろうか。

年金保険において、その保険金を一時金で受取るか年金で受取るかによって、①被相続人に係る相続税の課税対象となる評価額の算定が異なり、②それを取得した相続人等の所得課税方法に違い（所得税の非課税規定の適用対象か否かを含めて）が生じている。相続税算定の際に、一時金で受け取る場合には、その一時金の額が相続税の課税対象となるが、年金で受け取る場合には、定期金に関する権利として評価したものが相続税の課税対象となっている。また、相続人が年金受給権を一時金として受け取った場合には、所得税法 9 条 1 項 15 号の非課税所得として所得課税がなされないが、年金として受け取った場合には、受け取った年ごとに雑所得として所得課税の対象となる。

この現状は、課税関係が保険契約者による保険の契約方法の選択ないしは保険金受取人による保険金の受領方法の選択に影響を及ぼすことになる。前者は商品選択に税制が影響を及ぼす可能性があり、後者は同じ状況にあるものには同じ課税をすべきであるのにそれがなされていない可能性があり、いずれも課税の公平性の観点からは問題があるといえよう。

年金保険においては、関係当事者が複数であり、かつ、その契約期間あるいは受給期間

が長期にわたるものが多くまたその商品種類も多岐に渡る。そのため、一つの契約を通じた課税関係は、税目をまたぐ場合もあり、複雑である。名古屋高裁平成 2 年 1 月 29 日判決⁶⁾において、「所得税法と相続税法はそれぞれの課税目的を有する別個独立の法律であるが、それらが相互に矛盾なく機能し、適正な課税がなされねばならないことは当然である」とし、「死亡保険金に関する所得税法の解釈適用にあたっては、所得税と相続税の二重課税を避けるために相続税法の諸規定もふまえた上、これと矛盾なく整合性を備えた解釈をすべき」とされている。この視座は、本稿の検討においても重要である。所得課税については、保険契約時から保険金受取時あるいは年金受給時までの利息相当部分への課税が発生時点でなされていないという問題は別にある⁶⁾としても、本稿では、現行の課税体系を前提に生命保険における相続税と所得税の整合性のある課税を探究することを目的とする。

本稿で検討する税目は相続税および所得税であり、その検討対象となるのは、①被相続人が保険契約者・保険料負担者・被保険者、相続人が保険金受取人(年金受取人)⁷⁾である生命保険契約（他人のためにする保険契約）につき死亡による保険事故が発生した場合（本件と同じ、以下パターン A とする）、および②保険契約者・保険料負担者・被保険者・保険金受取人が同一人である保証期間付年金保険契約につき年金受給期間中に年金受取人が死亡し、その後の年金継続受取人に継続して年金が支払われる場合（以下パターン B とする）の二つのパターンである。いずれのパターンも、現行法上は、一時金で受け取った場合には一時金の額に対して相続税課税・所得税非課税、年金で受取った場合には、相続税法 24 条の適用による評価額に対して相続税課税・毎年の年金受取に対して雑所得課税がされるものである。なお、本稿で扱う年金

保険については、国際課税上の問題も考えられるが、本稿では扱わない。

II わが国の課税関係

1 沿革⁽⁸⁾

わが国の相続税法は明治 38 年に創設されたが、生命保険金については、相続税に関する大蔵大臣の訓示(明治 38 年 1 月)により、課税対象外とされていた⁽⁹⁾。一方、所得税法は明治 20 年に創設されたが、「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」は非課税とされていた⁽¹⁰⁾ため、生命保険金については、相続税および所得税のいずれにおいても課税されていない状況であった。生命保険金に相続税が課されないことで生命保険契約は一種の脱税手段であるとの批判⁽¹¹⁾もなされており、昭和 13 年の相続税法改正によって生命保険金に対する相続税の課税が実施されることとなった⁽¹²⁾。

その後、昭和 22 年所得税法改正により、一時所得が創設されるとともに、生命保険契約に基づく保険金につき現行所得税法 9 条 1 項 15 号の前身となる非課税所得規定が創設され、昭和 25 年所得税法改正により雑所得が創設された。

年金保険は、昭和 30 年代に開発された⁽¹³⁾ため、年金保険に関する課税関係は、基本的には既存の生命保険の課税関係に当てはめる形になっており、詳細は通達で運用されているといえよう。以下、具体的に課税実務上の取扱いをみていく。

2 相続税関係

(1) 相続税法 3 条

相続税法 3 条 1 項 1 号にいう保険金を取得した場合とは、現実の保険金の受取ではなく、保険事故発生による保険金請求権の取得をいい⁽¹⁴⁾、みなし相続財産とされる保険金には、一時金のほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれる(相基通 3-6 および 5-1(3-6

の準用))。

パターン A が該当する相続税法 3 条 1 項 1 号の適用要件としては、被相続人の死亡により保険金を取得したこと、パターン B が該当する相続税法 3 条 1 項 5 号の適用要件としては、定期金受取人たる被相続人の死亡後に相続人等が継続受取人になったこと、および両規定とも被相続人が保険料を負担していることを要求しているが、受取方法(一時金払か年金払か)による区別はしていない。保険契約者が誰かに関わらず、被相続人が実際に拠出した保険料に着目し⁽¹⁵⁾、生命保険の課税関係を実質的に構成している⁽¹⁶⁾。

(2) 相続税法 24 条

相続税法 24 条 1 項 1 号から 3 号に相当する財産の評価規定は明治 38 年の相続税創設時から存在する。明治 38 年相続税法第 4 条 2 項がそれであり、特種な財産の価額の評価方法を規定している。この規定は、時価を容易に知ることができず、比較的計算が困難な財産に対してのみ、予め評価方法を定めることにより、その時価評価が区々にならないように定められたものとされる⁽¹⁷⁾。そこで有期定期金(4 号)、無期定期金(5 号)、終身定期金(6 号)について規定されていた⁽¹⁸⁾が、当時、生命保険金は相続税の課税対象外とされていたため、この評価規定は生命保険への適用を前提として規定されたものではなく、その評価割合も生命保険独自のものではない。

相続税法 3 条 1 項 5 号に該当する場合に、一時金で受取るときの評価は一時金の額とされる(相続税法 24 条 1 項 4 号)。

相続税基本通達 24-3 において、年金の方法により支払を受ける生命保険契約の保険金の額は相続税法 24 条の規定により計算した金額によることとされ、その保険金を選択により一時金で支払を受けた場合又はその一時金の額を分割の方法により利息を付して支払を受ける場合には、当該一時金の額によることとされる。

有期定期金の割合は、本件控訴審判決が示すように、「将来に支給を受ける各年金の課税時期における現価を複利の方法によって計算し、その合計額が支給を受けるべき年金の総額に占める割合を求め、端数処理したもの」であり、本件年金受給権の評価は、「将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価(正確にはその近似値)に引き直したものといい得る」とされる。しかし、その評価額は、年金を一時金で取得することを選択した場合の現価とかなりの乖離が生じる場合がある(本件の場合は、一時金の現価は2059万8800円、相続税法24条による評価額は1380万円)。実際に、その乖離を利用した相続対策商品として一時払個人年金保険が生命保険会社から発売されているところである(この規定の妥当性の検討については、IV6参照)。

3 所得税関係

一方、所得税法上は、受け取った保険金あるいは年金は、一時所得(法34条)あるいは雑所得(法35条)に該当し、それぞれ収入金額から控除する金額は所得税法施行令183条に規定されている⁽¹⁹⁾。ただし、本稿が前提とする生命保険契約に基づく保険金を一時金で受取った場合は、所得税は非課税とされる(法9条1項15号)。

本件における雑所得の計算上控除する必要経費額9万2000円は、払込保険料総額195万1291円を死亡保険金額4000万円と年金総額2300万円に金額按分したうえで本件年金に係る保険料部分として算出されている(施行令183条1項3号、2項3号)。本件の場合にこの雑所得の金額の計算を是とするにしても、特約部分の保険料が明確に区分され判明している⁽²⁰⁾のであれば、本来の所得計算としてはそれをを用いるのが実質に即した課税であるといえよう。

また、終身年金の場合には、所得税法施行

令183条1項2号イ(2)に基づく計算による必要経費算入額の総額と保険料支払総額とはまず一致しないため、得失が生じる可能性がある⁽²¹⁾。この点に関しては、米国においては両者が一致するよう控除を行っており、わが国においても参考にすべきであろう(III2(2)参照)。

死亡を年金給付事由とする生命保険契約(保険料負担者が被相続人である)の給付事由が発生した場合に、年金受給開始日以前に年金の総額に代えて支払われる一時金は、所得税が課されない(所基通9-18)。それ以外の生命保険契約の場合、年金受給開始日以前に年金の総額に代えて一時金の支払を受けるときは一時所得の収入金額、年金受給開始日後に支払を受ける場合は雑所得の収入金額として扱われる。ただし、同日後、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額とすることができる(所基通35-3)。これらは、一時金と年金の支払方法の違いによって生じる課税上のアンバランスを解決するための扱いであるとされる⁽²²⁾。本件のような場合に、この課税上のバランスという要素を考慮するのであれば、別の解決の方法があるのではないか(IV2参照)。

4 小括

個人年金保険について、「契約内容の形式はともかくとして年金払とするか一時金払とするかは受給権者の選択によって決まるものとみれば、その選択をしたのが年金払であれば年金契約の年金であり、一時金払であれば一時金契約に基づいて支払われた一時金である、という実質的な見方をすることもできる」⁽²³⁾とされ、確かに課税実務上、相続税法および所得税法の適用に関して、契約形式にとらわれず支払方法に応じた実質的な課税を行っている。しかし、相続税法3条と所得税法9条の扱いに関して、本件のようなタイプの年金払商品については、実質に即した課税関係に

なっていないのではないか。相続税と所得税の両者を繋ぎ、課税の重複を排除するための規定が所得税法 9 条 1 項 15 号であるとすれば、一つの保険契約を通して相続税および所得税の取扱いをみるとその規定がうまく機能せず、その結果として課税上の歪みが生じているように思われる。その原因は、わが国における生命保険にかかる相続税および所得税の課税関係は、生命保険の複雑性および商品の多様化に比して、それへの対応が遅れていることにもあるようにいえよう。

Ⅲ 米国の課税関係⁽²⁴⁾

現在わが国と米国では相続税の課税体系が異なるが、ここで両者の比較を試みるのは、わが国においては現行法の生命保険への相続課税の原型は遺産税方式のもとで創設されたものであること、現在のわが国の課税方法は純粋な遺産取得税方式になっておらず相続税の総額の算定までは遺産税的に行われていること、および米国における年金保険課税は遺産税および所得税を通じた考慮がなされているからである。よって、本稿の検討において比較対象とすることに一定の意義があるものと思われる。

1 連邦遺産税

(1) 生命保険金 (Proceeds of life insurance) (I. R. C. § 2042)

遺言執行人 (executor) が生命保険金を受け取る場合には、故人の生命に係る保険から遺言執行人が受け取る財産の価額が総遺産に含まれる。

遺言執行人以外の受取人が生命保険金を受け取る場合には、故人の生命に係る保険で、故人が死亡した時点でその保険に関して単独であるいは他の人と共に権利行使できる何らかの所有権の付帯権利 (incidents of ownership)⁽²⁵⁾を有していたときに、遺言執行人以外の受取人が保険として受け取る財産

の価額が総遺産に含まれ、それぞれ遺産税の対象となる。わが国のように故人が保険料を実質的に負担していたかどうかは問わない。

(2) 年金 (Annuities) (I. R. C. § 2039)

故人の生命に係る保険以外の契約 (contract) あるいは協約 (agreement)⁽²⁶⁾に基づいて、年金あるいはそれ以外の支払⁽²⁷⁾が故人に支払われるべきであった場合または故人が年金の支払を受け取る権利を保有していた場合には⁽²⁸⁾、生残受取人が受け取るべき年金で故人が拠出した購入価額部分に相当する金額が総遺産に含まれ、遺産税の対象となる。(1)の生命保険金と異なり、故人が保険料を負担していることを問うている。これは、パターン B に該当するものである。

この場合の年金の評価⁽²⁹⁾は、その年金を発行する会社が販売する同等の契約を参考に決定される (Reg § 20.2031-8(a)(1))。この方法によることが困難である場合には、故人の死亡の日における保険年度末責任準備金に故人の死亡の日前に最後に支払われた総年間保険料の期間対応部分を加算した金額とされる (Reg § 20.2031-8(a)(2))。わが国では、相続税法 24 条による、いわば大まかな評価をしているが、米国においては個別に評価を行っている。

2 連邦所得税

(1) 一定の死亡保険金 (Certain death benefits) (I. R. C. § 101)

① 死亡を理由として支払われる生命保険契約の保険金 (proceeds) (I. R. C. § 101(a)(1))

生命保険契約に基づいて、一時金あるいはその他の方法で受け取った金額が被保険者の死亡を理由として支払われる場合には、その金額は総所得には含まれない。この総所得に含まれない金額がそれに利息を支払う協約に基づき保険

者に保有される場合には、その金額につき生じる利息は総所得に含まれる(I.R.C. § 101 (c))。

米国では、生命保険契約について、まず税制適格性を問う (I.R.C. § 7702) ⁽³⁰⁾。適格であれば、保険期間中の利殖増殖部分 (inside build-up、貯蓄部分の利息の増加) への課税が繰延べられ、最終的に死亡により保険金を受け取る場合には所得税の課税が一切なされない。一方、非適格の場合には、利殖増殖部分は毎年通常所得として課税され、死亡保険金を受け取る場合にはその保険金のうちその契約の正味解約価値を越える部分が I.R.C. § 101 の適用を受ける (I.R.C. § 7702(g))。

米国においては、保険金支払が死亡を原因としているのかを要件としており、わが国のように保険料負担者(保険契約者)かどうかには着目していない。またその支払方法が一時払であれ、それ以外の方法であれ、死亡保険金自体は所得税の対象とはならず、死亡後に発生する利息部分は所得税の対象となる。この点、わが国の死亡保険金に対する所得課税関係とは異なる⁽³¹⁾。

② 死亡日後に生命保険金が支払われる場合(I.R.C. § 101 (d))

保険金受取人に対して保険者が保有する金額⁽³²⁾は、その支払期間にわたって比例配分され、その配分額は受け取った課税年度のその保険金受取人の総所得から除外される。この規定が適用される協約に基づいて受け取る金額のうちその除外されなかった部分は総所得に含まれる。

つまり、支払方法選択権 (settlement option) ⁽³³⁾に基づいて死亡保険金の支払を受ける場合には、その分割金のうち所得の要素を分けて総所得に含めること

になる。結果として、死亡時に支払われる金額 (保険金全額一括払いでない保険については死亡時における将来の支払価額) が年金期間⁽³⁴⁾にわたって総所得から除外され、その金額を越える部分は、総所得に含まれる⁽³⁵⁾。また、第一受取人が早期に死亡し、払戻しとして彼の遺産あるいは第二受取人に支払われる場合には、その支払はその受領者の総所得から除外される⁽³⁶⁾。一方、わが国では年金払を選択すると、本件のように年金原資たる死亡保険金は所得税の対象となっている。

(2) 年金 (Annuities) : 養老保険と生命保険契約の一定の保険金 (I. R. C. § 72)

これは、パターン B に該当するものである。

別段の定めがある場合を除き、年金⁽³⁷⁾、養老保険、生命保険契約に基づいて、有期あるいは終身に関らず、年金として受け取った金額は総所得に含まれる (I.R.C. § 72(a))。年金開始日時点での契約への投資⁽³⁸⁾がその時点での契約に基づく期待収益⁽³⁹⁾に対して占める割合 (除外比率) を、年金として受け取った金額に乘じた金額は総所得には含まれない (I.R.C. § 72(b)(1))。これは、総所得から除外される総額が保険証券に対して支払った保険料に等しくなるまで行われ (I.R.C. § 72(b)(2))、その後の受取額はすべて総所得に含まれる⁽⁴⁰⁾。年金受給者がその前に死亡した場合には、除外不足額は彼の最後の所得税の計算上控除される (I.R.C. § 72(b)(3)) ⁽⁴¹⁾。わが国では、終身保険の場合にこのような調整はなされていないため、所得計算上、死亡時期によっては平均寿命と乖離することにより得失が生じる場合がある⁽⁴²⁾。

年金、養老保険あるいは生命保険契約に基づいて受け取るもので年金として受け取らなかったもの⁽⁴³⁾は、年金開始日以後にそれを受け取った場合は総所得に含まれ、年金開始日前に受け取った場合には、その契約から生じ

る所得へ配賦される部分⁽⁴⁴⁾は総所得に含まれ、その契約への投資に配賦される部分⁽⁴⁵⁾は総所得に含まれない (I.R.C. § 72(e))。年金として受け取らなかった額は、年金の早期引出として、総所得算入額が 10%加算されるというペナルティが課される (I.R.C. § 72(q))。利息を支払う協約に基づき保有される金額について支払われる利息は総所得に含まれる (I.R.C. § 72(j))。

3 年金への遺産税および所得税の課税調整 — I.R.C. § 691 の適用

連生残者年金あるいは払戻しのある契約で年金の支払が一定の期間続くものの価額は連邦遺産税の課税上、故人の総遺産に含まれる (I.R.C. § 2039)。

一般に故人から財産を取得した者の投資基準額 (basis) は、故人の死亡日におけるその財産の公正な市場価額による (I.R.C. § 1014(a)) ため、故人の投資基準額を引き継がない。しかし、これは I.R.C. § 72 にいう年金の場合には適用されないため (I.R.C. § 1014(b)(9))、第二次年金受給者(生残者)は、その契約の権利に対して、死亡日の投資基準額ではなく故人の除外比率と投資基準額を引継ぐことになる⁽⁴⁶⁾。その結果、I.R.C. § 2039 に基づいて故人の遺産として遺産税が課される年金の価値が、I.R.C. § 72(b)にいう資本の払戻し (return of capital) として総所得から除外される総額を超える部分について遺産税と所得税の二重課税問題 (double tax problem) が生じるとされる⁽⁴⁷⁾。

この問題を調整するため、I.R.C. § 72(a) に基づいて総所得に含まれる部分 (生残者の平均余命期間に年金として受け取る額のうち課税される部分) を故人に関する所得 (income in respect of a decedent) として扱う (I.R.C. § 691 (a) (d))。これにより、生残者は、第一次年金受給者の遺産に含まれた年金に対応する遺産税部分について、平均余命期間中にわ

たって所得税額控除を受けることができる (平均余命期間を限度。生残者が平均余命期間終了前に死亡した場合の未使用の控除に対する調整はない)⁽⁴⁸⁾。

4 小括

米国においては、遺言執行人以外の者が取得した死亡保険金については、わが国のように故人が保険料を実質的に負担していたかどうかは問わず、故人がその契約に係る所有権の付帯権利を有している場合には遺産税の対象となる。また、故人が受け取っていた年金を故人の死亡により引継いだ場合には、故人の拠出した保険料に相当する部分が遺産税の対象となる。

所得税については、わが国と取扱いが大きく異なる。保険契約の税制適格性を問い、保障機能が十分でない保険への優遇を排除している。死亡保険金は保障機能が高いとされ、その受取方法の如何に関らず所得税が課税されない。ただし、保険金の分割払を選択した場合は、受領後に発生する利息部分は受領者の所得として課税される。わが国においては、本件のような年金払のものは、控訴審判決の扱いによると、死亡を基因として支払われるものであっても、雑所得として支払保険料を超える部分が所得課税されている。一方、故人の死亡により引継いだ年金への所得課税は、資本の払戻しとされる部分は所得税の対象とならない点は、わが国の取り扱いと類似しているが、年金を一時金として受取った場合には、それが年金開始後のときは全額所得税の対象となる点が異なる。

所得税の計算上、I.R.C. § 72 に規定する年金の場合は、故人の除外比率と投資基準額を引継ぐため、遺産税の対象となった年金の価額が総所得から除外される総額を越える部分が二重課税であるとされる。そのため、生残者が受け取る年金を故人に関する所得として扱い、その年金に対応する遺産税部分を所得

税額控除することにより二重課税の調整を図っている。(死亡保険金については、所得課税はされないの、遺産税と所得税の二重課税の問題を考慮するまでもない。)

この米国における遺産税と所得税の二重課税の問題は、本件控訴審が示した現行の課税方法を維持するのであれば、わが国においても年金の相続課税と雑所得課税の間で生じているといえよう。年金について実質的に相続税と所得税が二重に課税されている部分に、所得税法 9 条 1 項 15 号による調整が効かないのであれば、わが国においても I.R.C. § 691 のような規定の導入も一考の価値があると考ええる(IV 5 参照)。また、わが国の現行所得税法上、一時金は一時所得、年金は雑所得として所得分類は異なるが、所得計算の方法は支払保険料を控除するという点で同様である。米国のように、死亡保険金(課税されない)と年金(控除あり)に分けて所得課税の考慮をする、つまり、保障機能面の強い死亡保険金(パターン A)と貯蓄機能面の強い年金(パターン B)とに分けて所得課税を行うことも考えられる。

IV 検討

1 他人のためにする生命保険契約⁽⁴⁹⁾ — 保険金請求権の固有権性と相続課税

生命保険契約上の権利⁽⁵⁰⁾として、保険契約者には、解約払戻金請求権、契約者配当請求権、契約者貸付請求権、解約権、保険金受取人の指定権および指定変更・撤回権、契約の内容に関する変更権(払済保険、延長保険への変更権)⁽⁵¹⁾がある。

一方、保険金受取人には保険金請求権があり、これは保険契約に基づいて保険金受取人が保険者に対して取得する権利である。保険契約者かつ被保険者である者が保険金受取人を相続人として指定すると、保険金請求権は保険契約の効力発生と同時にその受取人指定の時から相続人の固有財産となり⁽⁵²⁾、保険契

約者の財産から離脱しその相続財産に属さないこととなる⁽⁵³⁾。しかし、この権利は、保険事故発生を条件とする条件付権利であり⁽⁵⁴⁾、保険契約者による保険受取人の指定変更・撤回によりその権利はいつでも消滅し確定的ではない。保険事故が発生した後の保険金請求権は、具体的な金銭債権として財産性を有する⁽⁵⁵⁾。よって、保険契約に関する課税関係は、保険事故発生までは保険契約者である被相続人に、保険事故発生後は保険金受取人である相続人に帰属するものとして扱うのが妥当であると考ええる。

先に見たように明治 38 年の相続税創設時から生命保険金は相続税の課税対象外であったため、保険金を用いることで相続によらずに財産が被相続人から直接相続人へ流れる結果⁽⁵⁶⁾となり、財産隠匿の手段に悪用されるおそれ⁽⁵⁷⁾および税負担を免れる手段に悪用されるおそれ⁽⁵⁸⁾が指摘されていた。

相続税は遺産税方式のもと、昭和 13 年の相続税法改正により被相続人が保険契約者あるいは保険料負担者である生命保険金を相続財産とみなして相続税を課すこととなったが、これは、保険金受取人の指定が事実上遺贈若しくは死因贈与と殆んど差異がない点に着眼した立法であるとされる⁽⁵⁹⁾。

生命保険金に対する相続税課税については、「現行法が、民法上の相續財産のみならず、苟くも相續分の前渡しと看做され、或は相續税遁脱の目的に出づると看做され得る凡ての財産移轉につき、課税せんとする趣旨より見れば、生命保険金受取人の課税は、むしろ當然の處置」⁽⁶⁰⁾とする積極的な立場がある一方、保険金は保険金受取人の固有財産であるため、「相続税法が、相続人の受領した保険金額を相続財産とみなして相続税の対象としていることは、理論上はもちろん、実際上も好ましいこととはいえない」⁽⁶¹⁾とする消極的な立場もある。しかし、現在まで引き続き、「実質的にみて同様の経済的効果のあるものも、租税

負担の公平の見地から、相続または遺贈によって取得したものとみなして」⁽⁶²⁾相続税の課税対象とされている。

民法上は、この間、経済的・実質的視点あるいは相続人間の実質的公平の観点から、特別受益の持戻しの議論⁽⁶³⁾がなされてきた。その持戻し額について、保険金額全額⁽⁶⁴⁾、払済保険料全額、保険事故発生時の解約払戻金額⁽⁶⁵⁾、修正保険金額⁽⁶⁶⁾、契約類型毎の解決⁽⁶⁷⁾とする説があるが、最終的には、事案ごとに相続人間の公平を考慮して決定すべき⁽⁶⁸⁾であるとされる。現行相続税法上は、このうち修正保険金額を課税対象としている。

当初、相続人の固有財産である保険金を税法上相続財産とみなして相続課税を行ったのは、保険金を利用した脱税防止策としての機能を果させるためのものであった。生命保険会社による個人年金の販売開始は、昭和 30 年代であり、その販売が本格化したのは昭和 55 年頃からである⁽⁶⁹⁾。そもそも現行の課税方法は、本件のような年金保険商品を前提に始まったものではないため、その課税関係が不明確になっているといえよう。

2 一時金と年金

個人年金保険は生存保険の一種であり、満期保険金を年金原資とするものである⁽⁷⁰⁾。生命保険は、「貯蓄ないし投資取引としての性格をもつ」⁽⁷¹⁾とされるが、個人年金保険は、被保険者の老後の保障を重視したものであり⁽⁷²⁾、特にその性格が強いとされる⁽⁷³⁾。この年金は、通常、保険料支払期間中に被保険者が死亡した場合には死亡給付金が支払われ、年金支払開始後の保証期間中に死亡した場合には未払いの年金の現価相当額が遺族に支払われる⁽⁷⁴⁾。未払年金現価の支払は、「保険契約法的には、死亡保険金の支払として説明できる」⁽⁷⁵⁾とされ、選択により年金の継続支払も可能となっている。

年金特約は、契約者あるいは保険金受取人

が、死亡保険金あるいは満期保険金の分割払あるいは年金払を希望する場合に締結されるもので、保険金支払方法の一つとされ、主契約約款の一条項として取り扱われる場合が多い⁽⁷⁶⁾。この場合は、保険金の分割支払とされ、上述の年金保険とは区別される⁽⁷⁷⁾。本件年金はこの年金特約に基づくものであり、保険金の分割払といえる。

保証期間中に被保険者が死亡した場合の未払年金現価の支払が法的にも死亡保険金の支払とされることを考え合わせると、年金は、死亡保険金あるいは満期保険金をその原資とするものであり、年金と一時金の差は結局受取人の選択した支払方法の差にあるといえよう。そのような状況では、一時金と年金で課税上の差異を設けるべきではないと考える⁽⁷⁸⁾。みなし相続財産に対する相続税課税が実質的にみて同様の経済的効果のあるものの租税負担の公平の見地にあり、相続税および所得税を通じた整合性のある課税を考えるにあたっては、支払方法の差により実質的に同様の一時金と年金とを区別して課税するのは適当ではないと考える。

Ⅲでみたように、米国では死亡を理由とする保険金の支払の場合には、遺産税および所得税においても、一時金払と年金払を区別することなく取り扱っている。わが国においてもこの視点は参考にすべきと考える。

3 基本権と支分権

本件では、年金受給権と年金の関係をどのように捉えるかについても判示されているが、基本権と支分権について、その関係を確認する。

基本的請求権は、年金契約の成立により年金受取人が取得し、条件成就の時から終身間または一定期間にわたって年金を請求しうる権利⁽⁷⁹⁾であり、支分権は、基本権の存在を前提として、一定期間の経過することによって生じる個々の現実な請求権であり、いったん発生す

ると、その後は独立した権利となる⁽⁸⁰⁾。

年金受給権と年金の課税上の扱いについて控訴審判決は大要次のように判示している。本件年金受給権は相続税法3条1項1号に規定する保険金に該当する一方、本件年金はその年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて取得したものであり、法的に異なるものであるから、相続税法3条1項1号に規定する保険金に該当せず、よって所得税法9条1項15号の非課税所得に該当しない⁽⁸¹⁾。

控訴審判決のように基本権と支分権を分けて課税関係を考えると、所得税法9条1項15号をどのように適用し、年金に係る所得金額をどのように算定するかが問題である。基本権である年金受給権の取得は相続税の課税対象とされる一方で、それは所得の発生に該当しながら非課税規定により所得税が課税されず、年金受給権に対する課税は終了する。ここまでは、第一審・控訴審判決ともに同じである。基本権の存在を前提とする支分権に基づく年金への所得課税は、第一審は二重課税となるとして全く認めなかったが、控訴審は被相続人の死亡後に相続人に実現する所得への課税をすべきであるとした。これについては、控訴審が判示したように、被相続人の死亡後に実現した相続人本来の所得への課税をすべきであると考え、その所得金額の計算については第一審と控訴審の中庸をとり次のように考える。

相続財産と実質的に同様の経済効果を有する部分として相続税の対象となるのは、被相続人が払い込んだ保険料を原資に付与された保険金請求権である。保険事故発生後の保険金請求権は具体的な金銭債権であり、これはいわば、後の支分権である年金支払の原資となる部分である。保険金受取人に対するこの部分の所得課税については、後述の4で見るように、相続税による代替で課税関係が終了していると考え、その後、一定期間経過ごとに、個々の現実の請求権として支分権が生

ずると、年金受取人たる相続人は、実際の年金受給時に受給額とそれに対応する年金の原資たる年金受給権の評価額との差額が所得課税されるべきであろう。すなわち、年金への所得課税は年金総額から相続税の課税対象とされた年金受給権の評価額を控除した金額となると考える⁽⁸²⁾。これに対しては、他の譲渡性資産の場合の取得費の引継ぎとの関係で生命保険が有利に扱われることになるのではないかという疑念およびその控除額をどのように算定するのかという問題があるが、これについては後述する。

このような捉え方は、保険金を一時金で取得する場合にも同じであろう。例えば、死亡保険金を一時金で受け取り、その一時金を生命保険会社に据置く据置保険金の場合を考えてみよう。据置保険金は、保険事故が発生した保険金につき据置契約を保険会社と締結し、その保険金を実際には受け取らずに保険会社に据置き、据置期間中に利息の支払を受けるものである。据置契約は、保険金を原資として、請求人（被保険者・保険金受取人）の意思によって新たに締結されたものであり、生命保険契約とは別個の預金契約とされる⁽⁸³⁾。据置契約に係る課税実務上の取扱いは、保険金については保険事故発生時に相続税（保険料負担者が保険金受取人の場合に所得税）の課税に服し、据置期間中の利息の支払が雑所得として所得課税される。相続税の課税対象となった一時金相当額部分は、受取人の据置契約にかかる元金として何ら所得税負担がなされない。

年金は、相続時に年金原資の一時金払を選択せず、年金受給期間にわたって保険会社が年金原資を運用し、期日ごとに年金原資と運用益からなる部分の支払を受けるものであり、保険ではあるが貯蓄あるいは投資としての側面をもつ。据置保険金は、保険事故発生により受け取った保険金を実際に受け取らずに保険会社に預け、据置期間にわたって利息を受け

取るものであり貯蓄としての性格を持つ。ここに年金と据置保険金の一定の類似性を見ることができるが、それぞれの課税関係は異なっている。

また、信託受益権について、委託者の死亡に基因して信託の効力が生じ受益者等となった場合には、その者は委託者から信託受益権を遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税に服し(相続税法9条の2第1項)、その後、受益者は信託財産に帰せられる収益および費用に基づき所得税が課税される(所得税法13条1項)。この点、年金の課税関係と類似すると考えられる⁽⁸⁴⁾。しかし、信託受益権の場合には委託者の死亡後に実現する収益および費用に基づく所得が課税の対象となるのに対し、年金の場合はそれ以外の部分も所得税の課税対象に含まれる。

据置保険金および信託受益権の場合と比較して年金への所得課税を考えると、年金原資を相続税の課税対象として構成し、その後年金受給時に取得する金額と相続税の課税対象とされた年金原資の差額部分を運用益として所得税の課税に服させるのが適当ではないだろうか。この点については、次に生命保険への相続課税を行う根拠からも検討する。

4 相続税の課税根拠

相続税自体の課税根拠として、所得税の補完税であることが挙げられる⁽⁸⁵⁾。この理由の第一として、所得把握の不完全性のため、相続の時点で所得税の清算課税が必要であるといえる⁽⁸⁶⁾。これは、保険契約開始から保険事故発生までの保険契約者たる被相続人のその保険契約に係る所得(具体的には貯蓄保険料の運用益部分や分配されなかった差益部分)への課税は発生時に貫徹されず課税が繰り延べられている部分があるが、この課税根拠に立てば、相続時まで発生したその所得の課税繰延分は、相続の際に相続課税によって清算することにより、その所得課税を

相続税で補完しているということになる。本件において、みなし相続財産の相続税の課税対象額の計算上、配当金を加算しているのもその一つの現れと見ることができる。

第二に、相続による財産の取得も本来は一時所得として所得税の課税対象であるが、一時所得として課税すると税負担が著しく軽減してしまうこと、および全額課税としても相続財産が他の所得並みの税負担ですんでしまうため⁽⁸⁷⁾、別の租税として相続税を課す⁽⁸⁸⁾というものである。生命保険に関しては、租税負担の公平の見地から、保険金請求権は相続人の固有財産であっても相続財産とみなして相続税の課税対象としている。これは、保険金受取人たる相続人への一時所得課税を相続課税で代替し、それによって相続人の保険金取得に対する課税関係が終了するものといえよう。この考え方は、他の租税との二重課税の排除という所得税法9条1項15号の目的⁽⁸⁹⁾と整合する。

相続税は所得税の補完税であるとする捉え方は、被相続人および相続人の両方の立場から捉えることができるが、所得税法9条1項15号との関係は、その適用が相続人に関わるものであるから後者の立場での考慮である。そうすると、相続人が取得した年金受給権は所得税の代替として相続税が課税されるため所得税は非課税となり、結果として、その部分はいわば所得税が課税済みとも捉えられる。そうすると、年金保険に対して、相続後に相続人の所得として課税をすべき部分は、年金受取総額(相続開始後の利息・配当含む)が相続税の課税対象となった金額を越える部分となると考えることができよう。この考え方については、所得税法施行令183条1項2号(所得税法基本通達35-4)による雑所得の計算上控除する必要経費との関係をどのように捉えるかという問題⁽⁹⁰⁾がある。この点に関しては、本件年金受取額のうち相続税の課税対象となった年金現価に対応する部分は保険金受

取人にとって相続開始後に発生する所得の原資となる部分であり、そもそも所得を構成しないと考えるべきであろう⁽⁹¹⁾。

また、控訴審判決は、所得税法 9 条 1 項 3 号ロの非課税規定との関係にも触れているが、このロに掲げるものについては、受給期間中に発生する運用益部分も含めた受取額全額を非課税とし、一切所得課税に服させないとするものであり、一方、生命保険契約に基づく死亡保険金の年金による支払は、まず、死亡保険金については所得税法 9 条 1 項 15 号の適用により所得税非課税であり、保険金受取人において被相続人の死亡後に実現する所得(死亡保険金を越える部分)については課税されるということになる。

なお、年金受給権については、それが受取人に帰属した際にも未だ収入すべき権利の流入とは認識されないとする見解⁽⁹²⁾や、年金受給権の価額に相当する金額は未実現であり、所得税法上の収入金額に該当しないという見解⁽⁹³⁾もあるが、特に本件年金のような死亡保険金の年金払のものは、年金受給権につき一定の財産的価値の存在は年金原資として確定しており(評価の問題はあるが)、また、保険事故発生により年金受給権は具体的な金銭債権として財産性を有するため、そのことを経済的価値の流入と捉え所得と認識できると考える。

5 相続税と所得税の二重課税

年金受取の場合には、課税上、年金の収入金額から原資の回収として保険料のうちの一一定額を控除している(所得税法施行令 183 条 1 項 2 号)。その結果は所得税法 60 条と同様の課税がなされているように見える⁽⁹⁴⁾が、一時金の場合には所得税が非課税とされ、そのような扱いにはなっていない。

考慮の便宜上、相続財産を①金銭および金銭債権、②譲渡性資産および③生命保険に分類した場合、①については、その取得に係る

収益実現時に既に所得税が課税されており、相続税の対象となった後にそれ自体が再び所得税の対象となることは基本的にはない。②については、収益実現時にまず所得税が課税され、相続による財産移転時に相続税が課税される。あるいは、相続により未実現増加益が移転した時に相続税が課税され、その後の実現の時に所得税が課税される⁽⁹⁵⁾。③については、生命保険金を一時金で受け取る場合には、相続時に相続税が課税されるが、相続の前後を通じて保険契約者または保険金受取人のいずれの側でも所得税の課税がなされていない。一方、年金で受け取る場合には、相続後に年金受取人(継続受取人)の段階で所得税が課税されている。

これについては、②の資産は二重課税が原則となっているが、生命保険は二重課税を回避しているとの指摘⁽⁹⁶⁾や、③の死亡保険金を一時金で取得する場合の課税の状況は、所得課税のあり方として根本的に疑問であり、立法政策論として見直すべきであり、生命保険にも取得費の引継ぎのような制度を設けることも解決方法の一つであるとの指摘⁽⁹⁷⁾がある。また、税制調査会の「昭和 38 年 12 月 所得税法及び法人税法の整備に関する答申」(以下昭和 38 年整備答申という)では、年金受給権の場合は、相続時に相続税が課税され、年金受給時に所得税が課税されるが、これは、②の資産の場合と同じであり、所得税と相続税とは別個の体系の税目であるため、二重課税の問題は生じないとの指摘⁽⁹⁸⁾がなされている。

②の資産と③の生命保険、あるいは③の生命保険のなかでも一時金と年金では、課税のアンバランスが生じていると考えるべきであろうか。仮にアンバランスだとしても保険特有の性質から特別の配慮であると考えられるべきであろうか。

所得税法 60 条の取得費の引継ぎの規定は、資産の増加益に対する課税の繰延べにある

(99)が、生命保険は、以下に見るように基本的に増加益が生じる資産とはいえず、譲渡性資産と同様の扱いに服すべきではないと考える(100)。

生命保険は生存保険と死亡保険に分類される(101)。生存保険は、受取保険金額と払込保険料総額の差はそれほど大きくないのが通常であるが(102)、その差額はほぼ貯蓄保険料部分を積み立てた積立金から生ずる運用益部分からなる。

一方、死亡保険はその差が保険期間の初期ほど大きくなっているが(103)、死亡保障による残された遺族への保障の意味合いが大きい。生命保険制度は、「被保険者の生死による保険金受取人の経済的資力弱化の場合にそなえる事前的配慮として行われる経済的生活安定のための制度」(104)とされる。生命保険においては、資力弱化の程度を評価することは不可能であるため、損害保険のように実損填補ではなく、保険会社と保険契約者間の合意により約定金額が設定され、保険事故が発生した場合にはその約定金額が保険会社から支払われるが、その約定金額の支払は機能的には経済的損失の補填とされる(105)。生命保険の保険金は被相続人の死亡による資力弱化あるいは経済的損失を補填するためのものであり、必ずしも保険金受取人の担税力を増加させるものではない(106)。

また、払込保険料と保険金額は対価性をもつ(107)が、その保険料は平準払込方式を採っており、その意味では、保険金額は他人の負担した保険料部分からも成るといえる(108)。

よって、生命保険の場合には、保険本来の保障機能の面からも②の資産と同様に捉えるべきではないと考える。

そうすると、現行の一時金と年金の課税方法の相違による税負担の差をどう捉えるべきであろうか。保険事故発生後の保険金請求権は具体的な金銭債権であり、相続人はそれを固有財産として原始取得するのであれば、そ

の取得に際しては、相続人において年金であれ、一時金であれ、①の資産と同様であり、それに相続税が課されることでその取得に際しての課税は終了し、保険金請求権が現実化した際に改めて所得課税が発生することはない(109)はずである(上記3参照)。この考え方によると、保険契約者と保険金受取人が同一で被保険者が異なる場合に保険事故が発生した場合に、現在、一時所得として所得課税されていることとの整合性が保たれると考える。

上記4で見たように相続人の保険金請求権自体の取得に対する課税は相続税で代替されているとすれば、年金受給権の現行の所得課税の方法は、相続時に相続税の課税対象となった部分と保険料との差額部分が二重課税といえるのではないか(米国における I.R.C. § 691 に係る議論)。この問題は、次に見る現行の年金受給権の相続税の評価の妥当性に関係する。

6 相続税法 24 条による評価

年金受給権の評価は、課税実務上、相続税法 24 条により行われているが、そもそも相続税法 24 条による評価を行うべきなのであろうか。

まず、相続税法 25 条と旧相続税法 26 条の法文上の関係から、相続税法 24 条にいう定期金に関する権利に生命保険契約に係るものを含むと解すべきであろうか。昭和 46 年改正により相続税法 3 条 1 項 4 号の定期金給付事由未発生 of 定期金給付契約から生命保険契約が除外され、法 3 条 1 項 3 号の保険事故未発生 of 生命保険契約に年金契約が含まれることが明確化され、これに伴って評価においても、法 25 条の定期金給付契約から生命保険契約が除外され、保険事故未発生 of 生命保険契約は旧相続税法 26 条の適用が、相続開始時に保険事故が既に発生しているものは法 24 条の適用が明確化されたとする(110)。

被相続人の死亡により「保険金」を取得した場合、法 3 条 1 項 1 号の適用であり、法 24 条は権利を取得した時において給付事由が発生している場合をいい、発生した場合とは規定していない。「発生している場合」に「発生した場合」が含まれるとも考えられるが、法 3 条 1 項 1 号の「保険金」に本件のような年金受給権が含まれるのであれば、法 24 条の適用ではなく、「保険金」としての金銭価値そのもので評価すると解釈することも可能ではないだろうか。法 24 条の適用は、例えば、相続開始時までに給付事由が発生し、年金受取人である被相続人の死亡により第二次年金受取人がその権利を取得する場合（パターン B）が考えられる。その場合でも、相続開始時の年金現価（将来の年金総額を保険会社所定の率で割り戻したもの）と法 24 条による評価額の乖離の問題は生じうる。

相続税法 24 条の適用があるとしても、次のように考えられないだろうか。法にいう定期金給付契約に関する権利は、相続税法基本通達 24-1 において、「契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいい、毎期に受ける支分債権ではなく、基本債権をいう」とする。さらに、相続税法基本通達 24-3 では、年金により支払を受ける生命保険金については相続税法 24 条を適用するとしているが、ただし書きで、選択により一時金で支払を受けた場合または当該一時金を分割の方法により利息を附して支払を受ける場合には、当該一時金で評価するとしている。年金は、保険事故発生時の保険金請求権に基づく年金原資を基に保険会社所定の利率で運用され、原資と運用益部分を併せて年金が支払われる。これは、一時金を分割により利息を附して支払われる場合と変わらないともいえよう。上記 2 でみたように、一時金と年金は支払方法の違いである点を重視すれば、この通達のただし書きの方法を年

金の評価に適用するのが、実態に即していると思われる。

II のわが国の課税関係のところで見たとように、相続税法 24 条の規定は、生命保険独自のものではなく、その沿革から容易に時価を知ることができず計算が困難なものについてのみ規定されたものであるが、実態にあっていない。現に、給付事由が発生していない定期金に関する権利については、平成 15 年の旧相続税法 26 条の廃止により、相続開始時に契約を解約するとした場合に払われる解約返戻金の額により評価されることとなった（財産評価基本通達 214）⁽¹¹¹⁾。保険事故がいまだ発生していない生命保険契約についてすら、相続時に契約を解約するとした場合という仮定において個々の保険契約ごとに相続税評価額を算定している一方で、保険事故発生時の生命保険契約の場合は仮定によらずとも確実に保険会社が確保すべき年金現価額は確定し算定が可能であるにもかかわらず、相続税法 24 条による概算評価を行うことは、むしろ課税の公平を害する状況にあり問題であろう。

被相続人の死亡を保険事故とする生命保険金請求権は、法律上の相続の効果として取得するものではなく、被相続人の死亡（保険事故の発生）により、保険金受取人である相続人その他の者が直接保険者から取得するものであり、相続税の課税対象たる相続財産を本来は構成しないが、実質的にみて同様の経済的效果のあるものも、租税負担の公平の見地から、相続または遺贈によって取得したものとみなして⁽¹¹²⁾、相続税の課税対象とする⁽¹¹³⁾。死亡保険金（一時金）は、相続時点では保険金請求権に基づく保険金支払いのための原資としての性格をもつのであるから、相続時点での現価である保険金相当額が相続税の課税対象となっている。課税の公平の見地からは、年金の場合にも同様に考え、法 24 条による評価額ではなく実際の年金現価によって相続

税の課税対象とすべきではないだろうか。特に死亡保険金の年金払の場合には、その要請は強いと考える。

このような評価方法により相続税の課税対象となった金額（被相続人側で発生した所得を含む）を実際の受取金額から除外することで、純粹に被相続人死亡後に相続人側で発生した所得に対する課税を行うことができよう。また、相続税および所得税を通じて実質的に重複して課税されることを回避することがきる。

パターン B の場合に、年金受給開始後に第一次年金受取人が死亡したときは、第二次年金受取人が第一次年金受取人の地位を承継するものである。この視点からすると、死亡を原因として保険金請求権を保険者から原始取得し固有財産とされるパターン A の場合と異なり、第一次受取人の所得計算方法を引継ぐことも考えられる。その場合に、現行どおり被相続人の支払保険料を用いて所得計算するのであれば、米国における I.R.C. § 691 のような配慮が必要と考える。これは、昭和 38 年整備答申でも指摘があったところ⁽¹¹⁴⁾と方法に差はあれ、「二重課税」部分の調整を行うという点について符号するのではないかと思われる⁽¹¹⁵⁾。

今後の対応としては、本件のような年金受給権は、米国のように各保険会社が算定する保険契約毎の年金現価を用いるか、税法上一定の規定をするのであれば、現状に即した生命保険独自の評価方法を規定することが必要であろう⁽¹¹⁶⁾。

おわりに

本件では、第一審は経済的実質を重視し、控訴審は法的性質を重視したことにより、年金に対する所得課税について、第一審は課税しないと、控訴審は現行どおりの雑所得課税に服すとした。これら以外に年金に対する課税について解決の方法がないのか。本稿で

は、パターン A、パターン B の二つの場合を前提に相続税と所得税を通じた整合性のある課税とは如何なるものかについて米国での取扱いを参考に検討し、以下のような課税方法によるべきではないかと考えるに至った。

保険料の拠出時および運用時における運用益に対する課税は、保険契約上の重要な権利を有し、保険料を負担している保険契約者において本来課税がなされるべきであろうが、現行法上その運用益に対する課税は運用時に一切行われていない⁽¹¹⁷⁾。これに対しては、本来は運用時課税をすべきであろうが、保険事故発生により保険金請求権の条件が成就し、保険金を現実に取得することが可能な状態になった時点で、これまでに課税できなかった被相続人たる保険契約者の所得税の清算として相続税を課税しているといえる。

年金と一時金は受取方法の差であり、それにより課税を区別するのは適当ではない。そのために、相続税の課税において年金払の場合にも保険金たる年金原資を課税対象とすべきであろう。その際の年金原資に対する評価は、相続開始時点での将来の年金総額を保険会社所定の率で割り戻した年金現価で評価するのが実態に即した課税と考える。よって、年金の場合は、年金現価を相続税の課税対象とし、相続税法 24 条による定期金契約に関する評価は用いないとする。相続税法通達 24・3 ではその適用をするとの解釈を示しているが、年金受給権を年金原資と考え、年金と一時金は支払方法の相違によるものであるとすれば、相続税法 24 条によらず各保険会社が算定した年金現価によるべきであろう。これにより、相続税法 24 条による評価減適用を目的とするような本来の保険の趣旨と異なる商品開発の抑制にもつながると考える。

所得税の課税関係については、控訴審判決のように年金受給権と支分権を分けて考えるとしても、まず年金受給権の取得は、その

年金現価による相続税課税により所得課税は代替され、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税は非課税とされる。次に支分権たる年金受給時には、控訴審判決とは異なる課税方法ではあるが、相続人において被相続人の死亡後に発生した所得に課税をするとの観点から、年金支払総額から相続税の課税対象となった年金現価を控除した金額（運用益部分）を課税対象とすべきと考える。

このように相続税および所得税の課税関係を構成することにより、生命保険の課税において保険契約の形式に対する課税の影響を抑えることができ⁽¹¹⁸⁾、両税目を通じた整合性のある課税となるのではないか。生命保険契約の契約方法および支払方法の選択に課税が影響を及ぼす状況は、保険本来の保障という機能に鑑みても好ましくないため、できうる限り課税がその選択に影響を及ぼすことのないよう考慮すべきである。

付記

平成 22 年度税制改正大綱が脱稿後に公表されたため、本稿での検討はその大綱の内容を考慮していない点をお断りしておく。大綱によると、定期金に関する権利の相続税および贈与税の評価について、「現行の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していること等を踏まえ」て、見直しを行う方向であるとされる。これにより、本稿で検討した生命保険に関する相続税課税は、本来あるべき姿に近づいたといえよう。

（本研究は 2007 年度大阪経済大学共同研究費の助成を受けた成果の一部である。）

(1) TAINS:Z888-1293

(2) TAINS:Z256-10564

(3) 本件に関する評釈等には、福岡高裁判決に関するものとして、浅妻章如「年金受給権と年金／相続税と所得税の課税関係」税研 148 号（2009）77～79 頁、奥谷健「年金受給権と特約年金の二

重課税(控訴審判決)」税務 QA71 号（2008）44～47 頁、「被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険契約の保険年金は、相続税の対象は「年金受給権」であり、支分権に基づいて受け取る年金については、非課税所得に該当せず、雑所得とした事例」国税速報 5934 号（2007）3 頁、「福岡高裁 年金二重課税事件で国側逆転勝訴の判決」税務通信 2991 号（2007）2～3 頁、長崎地裁判決に関するものとして、高野幸大「特約年金に対する相続税と所得税の二重課税該当性」ジュリスト 1370 号（2009）249～251 頁、武田昌輔「事例研究 113 回 年金受給権に対する相続税の課税と年金に対する所得税の課税」税研 134 号（2007）49～50 頁、品川芳宣「生命保険契約における死亡事故に基づき支払われる年金の課税所得性」税研 132 号（2007）、品川芳宣「年金払生活保障特約付終身保険契約に基づき支払われた年金と所得税の関係」TKC 税研情報 16 巻 2 号（2007）48～59 頁、三木義一「年金受給権と年金の課税関係」税理 50 巻 2 号（2007）117～121 頁、奥谷健「年金受給権と特約年金の二重課税」税務 QA61 号（2007）69～71 頁、酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税の課税対象(上)」税務事例 39 巻 7 号（2007）55～63 頁、同「関連者間における所得移転と所得税の課税対象(下)」税務事例 39 巻 8 号（2007）53～61 頁、小林栢弘「個人年金保険（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について」税務通信 2969 号（2007）46～63 頁、松岡章夫「相続税と所得税の二重課税についての一考察」税理 50 巻 4 号（2007）113～120 頁、岸田貞夫「保険年金は相続税の課税対象であるから、相続人がその後に受ける年金については所得税を課することはできないとされた事例」（判例評釈）TKC 税研情報 16 巻 4 号（2007）159～163 頁、森利彦「保険年金は相続税の課税対象であるから、相続人がその後に受ける年金については所得税を課することはできないとされた事例」（発表者意見）TKC 税研情報 16 巻 4 号（2007）164～172 頁、池本征男「被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険契約の保険年金は、相続税の課税対象であるから相続人がその後に受ける年金について所得税を課することはできないとされた事例」国税速報 5852 号（2006）6～12 頁、橋本守次「生命保険契約により支払われる年金と年金受給権の二重課税に

関する長崎地裁判決」税務弘報 55 巻 5 号 (2007) 165～172 頁、木島裕子「特約年金についての二重課税」税理 50 巻 4 号 (2007) 138～143 頁、堀口和哉「生命保険年金受給権は相続税の対象であり、その後を受ける年金に所得税を課すのは二重課税であって許されないとされた事例」税務事例 39 巻 8 号 (2007) 16～19 頁、佐藤千弥「生命保険金を年金で受取る場合、年金部分に所得税は課税されるか」LIBRA7 巻 2 号 (2007) 30～31 頁、三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」立命館法学 309 号 (2006) 1～18 頁、裁決に関するものとして、前野悦夫「死亡保険金と同時に支払われた第 1 回目の特約遺族年金は、相続により取得するものに該当しないことから非課税ではないとした事例」税務弘報 54 巻 14 号 (2006) 145～151 頁。その他、この問題について論じたものとして、本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察」第 31 回日税研究賞入選論文集(2008)83～120 頁、橋口聡子「生命保険契約に基づく年金の課税関係」租税資料館賞受賞論文集第 17 回下巻 (2008) 2～73 頁。

- (4) 受取額の内訳：死亡保険金 4000 万円＋年金 230 万円＋配当金 2 万 0649 円△契約貸付金 19 万 5000 円△同貸付金利息 2104 円△源泉徴収税 22 万 0800 円。

下線部は、相続税法基本通達 3-8、3-9 通りの扱いではあるが、配当金は保険契約者の所得あるいは保険料の払戻しとして相続税の課税の枠外、契約者貸付金およびその利息は債務控除として扱うことも考えられる。

- (5) TAINS:Z175-6430。最高裁平成 2 年 7 月 17 日判決 (TAINS:Z180-6541)、名古屋地裁平成元年 7 月 28 日判決 (TAINS:Z173-6340)。
- (6) 渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集 41 号 (1999) 117～118 頁、辻美枝「変額保険をめぐる所得税法上の問題点」関西大学大学院法学ジャーナル 74 号 (2003) 395～398 頁。
- (7) 保険契約者自身を受取人と指定した場合あるいは受取人を指定しなかった場合は、相続により相続人に承継されると解され、相続税法 3 条のみなし相続等の問題ではなくなる (水野忠恒「生命保険税制の理論的問題(上)」ジュリスト 753 号 (1981) 113 頁) ため、本稿では相続人を受取人に指定した場合を取り上げる。
- (8) 松浦克己「生保税の歴史 (一) —生命保険料控

除および生命保険金課税を中心として—」生命保険経営第 48 巻第 4 号 579 頁以下、同「生保税の歴史 (二) —生命保険料控除および生命保険金課税を中心として—」生命保険経営第 48 巻第 5 号 795 頁以下、武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』53 の 2 頁以下、743～748 頁、2333～2336 頁、2382 頁、2461～2463 頁、武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』469～471 頁参照。

- (9) 相続税に関する大蔵大臣の訓示 第五「相續税ヲ課スヘキ財産ハ相續ニ因リ相續人ニ移轉スヘキ財産ニ限ルヲ以テ保險契約ニ基キ支拂ヲ受クル保險金ノ如キハ相續税ヲ課スヘキモノニ非ス」『大蔵省編纂 明治大正財政史第 7 巻』(1957) 225 頁。
- (10) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』53 の 2 頁以下、743～748 頁。
- (11) 近藤英吉・三谷道磨「相續税法改正案を評す」法学論叢 36 巻 3 号 (1937) 532～533 頁。
- (12) 生命保険協会は、生命保険に対する相続税課税導入に対し、昭和 12 年 1 月 16 日、政府に下記の内容を含む陳情書を提出している。「死亡保険金は其性質相続財産に非ずとする大審院の判例あるのみならず、大蔵当局に於ても亦従来同一の趣旨を以て取扱われ、現在壹千万生命保険加入者はもちろん一般国民も亦斯く信じたる所に有… (筆者略) …生命保険金は之を他の相続財産と区分して課税することに改め又其課税には生命保険の社会的使命を考慮し其免税点を少くとも五千円とすること」(『生命保険協会 70 年史』272 頁～273 頁)。最終的に非課税枠を設けて生命保険金に対する相続税課税が始まった。
- (13) 藤原和人編『図説 日本の生命保険 昭和 59 年版』財経詳報社 (1984 年) 44 頁。例えば、日本生命は、昭和 37 年 6 月に老後保障に重点を置いた利益配当付終身年金保険の発売を開始した (『日本生命九十年史』日本生命保険相互会社 (1980 年) 133 頁)。
- (14) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』760 頁。本件控訴審判決においても「被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法 3 条 1 項 1 号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。」と判示している。

⁽¹⁵⁾ この取り扱い、昭和 13 年の生命保険金に対する相続税課税当初からあり（昭和 13 年相続税法 4 条 2 項）、形式上保険契約者を変更することによる脱税防止の規定とされる（近藤・三谷前掲注(11) 533 頁）。

⁽¹⁶⁾ 水野・前掲注(7)113～114 頁。

⁽¹⁷⁾ 稲葉敏編『相續税法義解』自治館（1906）161 頁。

⁽¹⁸⁾ 『大蔵省編纂 明治大正財政史第 7 巻』（1957）216～217 頁。

⁽¹⁹⁾ 保険金への所得課税について論じたものとして、寺内将浩「生命保険契約から生ずる個人所得の課税の在り方」税大論叢 61 号（2009）478～553 頁。

⁽²⁰⁾ 三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」立命館法学 309 号（2006）9 頁。

⁽²¹⁾ 岡村忠生・渡辺徹也・高橋祐介『ベーシック税法（第 4 版）』有斐閣（2009）151 頁。

⁽²²⁾ 武田・前掲注(10)470 頁、後藤昇・阿部輝男・北島一晃共編『平成 21 年度所得税基本通達逐条解説』大蔵財務協会（2009）233 頁。

⁽²³⁾ 武田・前掲注(10) 470 頁。（所基通 9-18 関係）

⁽²⁴⁾ 米国における生命保険課税の変遷については、水野・前掲注(7)114～115 頁、渋谷・前掲注(6)112 頁以下、米谷洋次「米国の生保商品税制の概要—1984 年連邦所得税法改正」生命保険経営第 53 巻第 3 号（1985）449 頁以下、大城裕二「米国税制改革と生保商品」岡山商大論叢 25 巻 1 号 1 頁（1989）、藤田直哉「最近の欧米保険商品税制の動向」生命保険経営 61 巻 1 号 104 頁（1993）参照。

⁽²⁵⁾ 保険の場合、約款記載の諸種の特典を行使する権利であり、例えば受取人の変更、契約の解約、譲渡、譲渡の取消、証券の質入、証券担保の借入等に関する権利をいう（生命保険文化研究所『2004 生命保険用語英和辞典』（2004）394 頁）。これは契約の形式にのみ依拠した構成の仕方であり、租税回避を招きやすいとされるが、わが国では、被相続人が保険契約者か否かではなく被相続人による保険料負担を課税要件としており実質的構成であるとの指摘がある（水野・前掲注(7)115 頁）。

⁽²⁶⁾ 例えば、連生生存者年金契約。

⁽²⁷⁾ 年金で支払を受ける場合と年金の代わりに一括で支払を受ける場合をいう。See Bittker, Clark, McCouch, Federal Estate and Gift

Taxation (Eighth Edition), 2000, at 391.

⁽²⁸⁾ 故人が支払を続けさせる法的効力のある権利を持っていたかどうかを問わず、故人が死亡時に実際に年金あるいは他の支払を受け取っていた場合に、年金あるいはそれ以外の支払が故人に「支払われるべきであった」場合となる。また、故人が、故人の死亡時に、故人が支払を受ける現権利（present right）を持っているかどうかを問わず、故人の死亡直前に、故人が将来支払を受ける法的効力のある権利を有していた場合には、「年金あるいはそれ以外の支払を受け取る権利を保有していた」となる（Reg § 20.2039-1）。

⁽²⁹⁾ 年金、生命保険あるいは定期保険の権利の評価は、長官が定める表に基づき、かつ、利子率を用いて決定される（I.R.C. § 7520）。

年金評価の具体例として、Reg. § 20.2031-8 に示されているものは以下のとおりである。

例(1)

X は、生命保険会社から連生生存者年金を購入した。X はその終身に年 1200 ドルの支払を受け取るものとし、かつ、X の死亡後に彼の妻は彼女の終身に年 1200 ドルの支払を受けるものとする。その購入 5 年後、彼の妻が 50 歳の時に X は死亡した。彼の死亡時の年金契約の価額は、その会社が 50 歳の女性の終身に年 1200 ドルを支払うために提供する年金に対して請求する料金の額である。

例(2)

Y は彼の妻の生命につき生命保険証券の所有権の付帯権利を保有したまま死亡した。その証券は、これ以上のその会社への支払は不要という証券だった（例えば、一時払保険証券あるいは払済証券）。Y の死亡時の保険証券の価額は、その会社が被保険者の年齢の者の生命につき同じく指定された額の一時払契約に対して請求する料金の額である。

例(3)

Z は彼の妻の生命につき生命保険証券の所有権の付帯権利を保有したまま死亡した。その証券は、Z の死亡の 9 年 4 ヶ月前に、Z の妻が 35 歳の時に発行された普通生命保険である。総年間保険料は、2811 ドルで、故人は最終保険料の支払期日後 4 ヶ月で死亡した。Z の死亡時の保険証券の価額は、次のように計算される：

① 10 年後の保険年度末責任準備金 14,601 ド

ル

- ② 9年後の保険年度末責任準備金 12,965 ドル
- ③ 増加 1,636 ドル (①-②)
- ④ その増加額の 3 分の 1 (Z は最終保険料支払
期日後 4 ヶ月で死亡している) 545.33 ドル
- ⑤ 9年後の保険年度末責任準備金 12,965 ドル
- ⑥ Z の死亡時点に改定された保険年度末責任準備金 13,510.33 ドル (④+⑤)
- ⑦ 総保険料の 3 分の 2 (2/3×2,811 ドル) 1,874
ドル

⑧ 保険証券の価額 15,384.33 ドル (⑥+⑦)

(30) 渋谷・前掲注(6)114~115 頁、辻・前掲注(6) 357
~359 頁。

(31) 最高裁平成 2 年 7 月 17 日判決。佐藤英明教授
は、本判決により、みなし相続財産にならない死
亡保険金 (他人を被保険者、自己を保険金受取人
として自ら保険料を負担) は、すべて課税所得と
なることが明らかにされたとされる (佐藤英明
「保険契約者が取得した死亡保険金は所得税法
上非課税所得となるか」ジュリスト 984 号(1991)
206 頁)。後で触れる据置保険金の場合は、この
米国の取扱いと同様である。

(32) 保険金受取人に関して保険者が保有する金額
とは、次に掲げる金額をいう。

(1) オプションとしてあるいはそれ以外の方法
で、被保険者の死亡日以降にその金額を支払う
ために生命保険契約で規定される協定に基づき
保険者が保有するもの

(2) その保険金受取人との協定の価値に等しい
次に掲げるもの

① 故人の死亡日のもの (生命保険契約に基づ
いて行使されるいかなるオプションもその時
に行使されたものとする)、かつ、

② 協定と長官が規定した死亡表に基づいて支
払金額を計算する際に、保険者が使用した利
子率を基準に割り引いたもの

(33) 生命保険契約に基づく死亡保険金の支払方法
として、現金あるいは利息のみ支払、定額分割支
払、一定期間分割払、終身年金のいずれかを選択
する (生命保険文化研究所『2004 生命保険用語
英和辞典』(2004) 759 頁)。

(34) 終身年金の場合は、IRS が規定する死亡表に基
づいて決定される受取人の平均余命を用いる
(See Bittker, McMahon, Zelenak, Federal
Income Taxation of Individuals(Third

Edition), 2002, at 6-10.)

(35) *Id.* at 6-9, 6-10.

(36) *Id.* at 6-11.

(37) 契約は、次に掲げる事項を規定しない場合は年
金契約として扱われないものとする (I.R.C. § 72
(s)(1))。

(A) その契約の所有者が年金開始日以後かつそ
の契約のあらゆる利息が分配される前に死亡
する場合には、その利息の残存部分は少なくと
も彼の死亡日時点で用いられていた分配の方
法と同程度の速さで分配され、かつ

(B) その契約の所有者が年金開始日前に死亡す
る場合には、その契約のあらゆる利息はその所
有者の死亡後 5 年以内に分配される。

(38) 年金開始日現在の契約への投資は次の(1)から
(2)を控除して計算される (I.R.C. § 72(c)(1))。

(1) その契約に対して支払われた保険料その他の
対価の総額

(2) 年金開始日前に、契約に基づいて受け取った総
額のうち IRC に基づいて総所得から除外される
金額

(39) 契約に基づく期待収益は、次のように決定され
る (I.R.C. § 72(c)(3))。

(1) 平均余命 その契約のもとでの期待収益が、
年金開始日以後の期間、一人以上の平均余命の
全体あるいは部分による場合には、期待収益は
長官が規定した保険数理表を参照にして計算さ
れるものとする。

(2) 分割払い (1)の適用がない場合には、期待収
益はその契約のもとで年金として受け取ること
ができる金額の総額である。

(40) *Supra* note 34, at 6-15.

(41) *Id.* at 6-15.

(42) 岡村・渡辺・高橋前掲注(21)151 頁。

(43) 配当あるいは同様の性質をもつ分配額も年金
として受け取らなかった金額として扱われる
(I.R.C. § 72(e)(1)(B))。

(44) その金額の受取直前のその契約に係る解約返
戻金(cash value)(解約控除 (surrender charge)
を考慮しない)がその時点でのその契約への投資
を超える部分までは、その契約に係る所得へ配賦
される。

(45) 所得へ配賦されなかった部分はその契約の投
資へ配賦される部分となる。

(46) I.R.C. § 1014(b)(9)(A). See Bittker, Lokken,

Federal Taxation of Income, Estates and Gifts(Third Edition),1999,at 12-37.

(47) *Supra* note 27, at 392-393.

(48) Reg. § 1.691(d)-1(c). *Id.*at 392-393.

(49) 山下友信『保険法』有斐閣(2005) 508 頁以下。他人のためにする保険契約は、保険契約者と保険者間の法律関係(補償関係)と保険契約者と保険金受取人間の法律関係(対価関係)の二重構造からなるとする(同 513 頁)。

(50) 藤田友敬「保険金受取人の法的地位(1)」法学協会雑誌 109 巻 5 号(1992) 729~731 頁参照。

(51) ここに掲げた権利のうち、解約払戻金請求権、契約者配当請求権、契約者貸付請求権は、その権利の履行に関して保険期間中課税上の配慮を要するものである。残りの解約権、保険金受取人の指定権および指定変更・撤回権、契約の内容に関する変更権は、それらを保険契約者が留保することによりその保険契約に対して支配・影響を及ぼすことが可能となる権利である。

(52) 大森忠夫『保険法(補訂版)』有斐閣(1985) 274 頁、山下孝之『生命保険の財産法的側面』商事法務(2003) 49 頁。

(53) 山下・前掲注(49)511 頁。これを死因処分とする見解(例えば、大森忠夫「保険金請求権と相続財産」大森忠夫・三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』有斐閣(1958) 230 頁)と、契約を類型化し定期保険あるいは積立性の保険契約の危険保険料部分については生前の無償処分であるとする見解(藤田友敬「保険金受取人の法的地位(2)」法学協会雑誌 109 巻 6 号(1992) 1066 頁注 38)がある。

(54) 山下・前掲注(49)508 頁。

(55) 山下・前掲注(52)49 頁。

(56) 中川善之助・泉久雄『相続法(第四版)』有斐閣(2000) 207 頁。

(57) 我妻栄・立石芳枝『親族法・相続法』日本評論新社(1952) 487 頁。

(58) 中川・泉・前掲注(56)207 頁。「税制が過重であるが故の苦肉の策」であるとの指摘。

(59) 青谷和夫「生命保険金債権の相続性と非相続性(下)」保険学雑誌 383 号(1953) 83 頁脚注(1)。

(60) 近藤・三谷前掲注(11)532~533 頁。

(61) 中川・泉・前掲注(56) 207 頁。

(62) 村井正「第一章 第 3 条 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合」北野弘久編『コンメ

ンタール相続税法』勁草書房(1974) 41 頁。

(63) 例えば、山下・前掲注(49)513 頁以下、山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性(二・完)」民商法雑誌 83 巻 4 号(1981) 577~580 頁、藤田・前掲注(50) 1060 頁以下。

(64) 山下友信教授は、保険金請求権の持戻し額は、その評価の基準時を保険事故発生時(相続開始時)とし、その時点の価額である保険金額とする(山下・前掲注(63) 580 頁)。相続開始時は持戻ないし減殺の対象となる贈与の評価の時点の通説であること、保険金額説は相続人間の公平を重視する立場に合致することを理由に挙げられている。

(65) 大森・前掲注(53)229 頁、青谷・前掲注(59)83 頁。大森忠夫教授によれば、相続税法のみなし規定は、「わが相続税法上の取扱においては、原則として保険金額の遺贈と同様に取扱われているが、これはもとより税法上の特別の取扱に過ぎない。」(大森・前掲注(53)67 頁)とする。

(66) 保険契約者の払込保険料の保険料全額に占める割合を保険金に乗じて得た額とする(谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法(27) 相続(2)』有斐閣(1989) 103 頁)。

(67) 契約類型ごとに、自己のためにする保険契約締結後保険金受取人指定…保険金額、死亡保障だけの定期保険・終身保険…保険料額、貯蓄部分の大きい契約・指定撤回可能・生存保険との組合せ…貯蓄保険料部分(解約払戻金額)とする方法(山下・前掲注(49) 514 頁、藤田・前掲注(53)1063~1064 頁)。

(68) 山下・前掲注(49) 513 頁。

(69) 昭和 60 年保険審議会答申。

(70) 山下・前掲注(49)56~57 頁、出口治明『生命保険入門』岩波書店(2004) 41 頁、上山道生『保険入門(第 2 版)』中央経済社(2002) 134 頁。年金額は、定額方式、逦増型、当初に手厚くその後年金額が減少するタイプの 3 通りの決め方があり、その支給期間によって、終身年金(被保険者の生存中一生涯にわたって支給)、有期年金(被保険者の生存中一定期間に限って支給)、確定年金(被保険者の生死にかかわらず一定期間支給)に分類される。

(71) 山下・前掲注(49) 29 頁。

(72) 藤原和人編『図説 日本の生命保険 昭和 59 年版』財経詳報社(1984 年) 52 頁。

- (73) 山下・前掲注(49) 34 頁。
- (74) 山下・前掲注(49) 57 頁。昭和 60 年保険審議会答申。
- (75) 山下・前掲注(49) 34 頁脚注 57。
- (76) 國崎裕『生命保険 (第 5 版)』東京大学出版会 (1977) 101 頁。
- (77) 藤原・前掲注(13)52 頁。
- (78) 三木・大垣前掲注(20)7 頁。品川芳宣「年金払生活保障特約付終身保険契約に基づき支払われた年金と所得税の関係」TKC 税研情報 16 巻 2 号 (2007) 55 頁、木島裕子「特約年金についての二重課税」税理 50 巻 4 号 (2007) 142 頁。
- 年金と一時金の所得税課税の相違について、三木義一教授は年金を一括払の保険金の代物弁済と捉えると不合理であると指摘され、品川芳宣教授も税負担のアンバランスを生じると疑問を呈されている。
- (79) 青谷和夫「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」民商法雑誌第 54 巻第 2 号 (1966) 165 頁。
- (80) 青谷・前掲注(79)166 頁。
- (81) 反対、奥谷健「年金受給権と特約年金の二重課税(控訴審判決)」税務 QA71 号 (2008) 47 頁、奥谷健「年金受給権と特約年金の二重課税」税務 QA61 号 (2007) 71 頁、前野悦夫「死亡保険金と同時に支払われた第 1 回目の特約遺族年金は、相続により取得するものに該当しないことから非課税ではないとした事例」税務弘報 54 巻 14 号 (2006) 150 頁、木島・前掲注(78)143 頁。奥谷准教授は、年金額および年金受給期間が確定している場合には、年金受給権は支分権の集合したものであり (高裁判決に対して)、基本権たる年金受給権と支分権は本質的には同じものである (地裁判決に対して) とされる。
- (82) 金子宏教授は、「被相続人の死亡により取得した年金受給権に対しては、将来受けとるべき年金の金額を現在価値に割り引いた金額の合計額を課税標準として相続税を課すべきであり、現実の年金の受領の際には、受領額からそれに対応する相続税課税対象額を控除した金額が所得税の課税対象になると解すべき」とされる (金子宏『租税法(第 14 版)』弘文堂(2009)166~167 頁脚注 12)。相続税課税対象額が相続税法 24 条の適用を当然の前提とされているのか、年金現価を指すのかは具体的に示しておられないが、後者であれば私見

と近い。因みに、同第 13 版では、「被相続人の死亡により取得した年金受給権に対しては、その現在価値を課税標準として相続税が課されるから、その支分権としての現実の年金の受領は、所得税の対象とはならないと解すべき」とされている (金子宏『租税法(第 13 版)』弘文堂 (2008) 164 ~165 頁脚注 12)。

武田昌輔「事例研究 113 回 年金受給権に対する相続税の課税と年金に対する所得税の課税」税研 134 号 (2007) 49~50 頁、小林栢弘「個人年金保険 (生命保険) に係る所得税及び相続税・贈与税について」税務通信 2969 号(2007)52 頁、岸田貞夫「保険年金は相続税の課税対象であるから、相続人がその後に受ける年金については所得税を課することはできないとされた事例」TKC 税研情報 16 巻 4 号 (2007) 163 頁、池本征男「被保険者の死亡に基因して支払われる生命保険契約の保険年金は、相続税の課税対象であるから相続人がその後に受ける年金について所得税を課することはできないとされた事例」国税速報 5852 号 (2006) 12 頁、前野・前掲注(81)150 頁。異なる見解として、酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税の課税対象(下)」税務事例 39 巻 8 号 (2007) 58 頁、木島・前掲注(78)143 頁。

(83) 平成 12 年 11 月 8 日裁決(裁決事例集 60 号)。そこでは、養老保険の生命保険契約に基づく満期保険金の全額を据え置いた場合の所得税課税について争ったものである。国税不服審判所は、生命保険契約と据置契約の関係について、上記のとおり示した上で、満期保険金は、支払を受けるべき権利が確定した年分の一時所得に該当するとした (裁決事例集 60 号 237 頁)。

(84) 小林・前掲注(82)60 頁。

(85) 以下の理由以外にも、本稿の生命保険の検討には、直接関係はないと思われるが、資産性所得は担税力が高いにもかかわらず、低率の分離課税がなされているために相続課税がなされるという理由も挙げられている。水野忠恒『租税法(第 4 版)』有斐閣 (2009) 613 頁。

(86) 水野・前掲注(85)613 頁。

(87) 金子宏「相続税制度の構造的改革」税研 102 号 (2002) 12 頁。

(88) この立場においては、相続・遺贈による家族内の財産移転は、国内総生産に何らの変更を加えないという理由もあるとされる (水野・前掲注(85)

613～614 頁) が、本稿の対象である生命保険についてその理由はあてはまらない(水野・前掲注(7)115 頁)。

(89) これについては、本件に関連して、実質的・経済的観点からの二重課税防止規定ではなく、あくまでも法律的な観点からのものであるとする指摘がある(酒井・前掲注(82)54～55 頁)。

(90) 池本・前掲注(82)12 頁、酒井・前掲注(82) 58 頁。

(91) 武田昌輔名誉教授は、年金は一時金の分割払いによる回収額であって年金所得ではなく、そこに含まれる運用益部分について課税すべきであるとする(武田・前掲注(82)49～50 頁)。また、浅妻章如准教授は、所得額について、所得税法 37 条(必要経費)の解釈として認められるか定かではないが、「果樹の減価償却に相当するものを本件年金に対する所得課税の際にも控除(年金受給権の現価に基づき定額法によるならば 138 万円)するべきであろう。」とされる(浅妻章如「年金受給権と年金／相続税と所得税の課税関係」税研 148 号(2009) 77～78 頁)。

(92) 酒井・前掲注(82)56～57 頁。その理由として一時金の場合は保険金請求権行使と保険金の受領が同時であるが、年金受給権の取得は、単に受給資格を有するに留まるとされる。

(93) 小林・前掲注(82)55～56 頁。

(94) 酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税の課税対象(上)」税務事例 39 巻 7 号(2007) 60 頁。酒井・前掲注(82)57～58 頁)

(95) 渋谷・前掲注(6) 112 頁。

(96) 渋谷・前掲注(6) 112 頁。

(97) 岡村忠生「さやかの幸せ」佐藤英明編『租税法演習ノート〔補正版〕』弘文堂(2006) 131 頁。同様の指摘として、小林・前掲注(82) 58～59 頁。

(98) 「昭和 38 年 12 月 所得税法及び法人税法の整備に関する答申」税制調査会 59～61 頁。

(99) 最高裁平成 17 年 2 月 1 日判決(TAINS:Z255-09918)。

(100) 品川・前掲注(78)57 頁。

(101) 両方の性質を併せ持った生死混合保険もある。

(102) 大森・前掲注(52) 261 頁。

(103) 保険を賭博的行為に利用する可能性が高い死亡保険契約については、被保険者の同意を必要としている(商法 674 条、保険法 38 条)。

(104) 大森・前掲注(52) 260 頁。

(105) 山下・前掲注(49) 6 頁。受取保険金と支払保険料総額との差額部分は、本来被保険者が死亡しなければ稼得することができた課税所得に相当する部分という捉え方もある(渋谷・前掲注(6) 117 頁)。この場合、生命保険金取得の時点その課税所得への課税機会と見ると、この部分への所得課税はやはり相続税課税で補完されているといえよう。

(106) 水野・前掲注(7) 115 頁。生命保険金が所得課税から除外される取扱い、包括的所得概念もとでは優遇措置であるとされる(水野・前掲注(7) 116 頁)。

(107) 山下・前掲注(52)51 頁。

(108) 江頭憲治郎教授は、「保険とは、同種の危険(財産上の需要(入用)が発生する可能性)に曝された多数の経済主体(企業・家計)を一つの団体と見ると、そこには大数の法則が成り立つことを応用して、それに属する各経済主体がそれぞれの危険率に相応した出捐をなすことにより共同的備蓄を形成し、現実需要が発生した経済主体がそこから支払いを受ける方法で需要を充足する制度をいう」とされる(江頭憲治郎『商取引法(第四版)』弘文堂(2005) 377 頁)。また、渋谷雅弘教授は、保険料を純粋保険料と貯蓄保険料に分けた上で、純粋保険料部分は「保険というギャンブルにおける敗者から勝者への経済的価値の移転である」とされる(渋谷・前掲注(6) 116 頁)。

(109) 三木・大垣前掲注(20)8 頁。

(110) 武田・前掲注(14)2382 頁

(111) その改正の理由は、近年における保険商品の多様化により簡易な計算により難しい商品が販売されるようになったこと、コンピューターの発達等による簡易な計算によらずとも個々の保険契約について対応が可能になったという状況および課税の適正化を推進する観点からとされる(『平成 15 年版改正税法のすべて』大蔵財務協会(2004) 518 頁以下)。旧法 26 条が、評価額と時価との乖離を利用して相続対策に活用されていたという指摘がある(芝原一「生命保険・変額年金保険の評価と活用」税務弘報 51 号(2003) 52 頁)。

(112) 村井・前掲注(62)41 頁。

(113) 金子宏『租税法(第 14 版)』弘文堂(2009)470 頁、水野・前掲注(85)621 頁、武田・前掲注(14) 760 頁、村井・前掲注(62) 42 頁。また、村井教授は、

みなし規定は、ある意味ではいわば「実質課税原則」の一態様であるとされる。

(114)「相続税の評価において、山林について認められているような被相続人の生存中に発生した所得に係る所得税相当分を減額する措置を講ずることについて検討するものとする」(「昭和 38 年 12 月 所得税法及び法人税法の整備に関する答申」税制調査会 61 頁)。

(115)橋本守次氏は、「最終的には、整備答申のような方向での立法的解決を図るべき」とされる(同「生命保険契約により支払われる年金と年金受給権の二重課税に関する長崎地裁判決」税務弘報 55 巻 5 号 (2007) 172 頁)。

(116)橋本守次氏によると、相続税法 24 条による有期定期金の評価に用いられる割合は、「年利率 8 分としてその複利現価を計算し、これを適当に端数整理したもの」であり、「利率が極めて低いものとなっている現在この割合は当然見直すべき」とされる(橋本守次『ゼミナール相続税法』大蔵財務協会 (2007) 826 頁(注 1)。大垣尚司教授は、「現在価値の水準そのものを見直して同条を改正するか、より精緻に、評価に用いる現在価値を厳密な数理計算に基づく保険会社のそれを採用する等の対応をすべき問題である」とされる(三木・大垣前掲注(20) 18 頁脚注 9)。

(117)契約者配当については、その受取方法は保険会社が約款で定めており、契約により異なる(山下・前掲注(49) 510 頁)。それに応じて課税上の処理も異なる。受取方法には、①現金受取、②保険料相殺、③保険買増配当、④積立(据置)配当があるが、①および②による場合は保険料の割戻しとして、③および④による場合は保険金受取時に課税される(所令 183① I)。

(118)水野教授は、「生命保険の課税において保険契約の形式に対する課税の影響を抑えるためには、その課税の対象を経済的実質に応じて構成することが望ましい。」とされる(水野・前掲注(7)115 頁)。